

参 考 資 料

1 個別健康教育

○ 老人保健事業

(事業目的)

平成12年度から実施されている保健事業4次計画において新たに導入された個別健康教育は、老人保健事業の推進のみならず、健康日本21を推進するための具体的な事業の1つでもあり、メディカル・フロンティア戦略の主要項目としても掲げられているものである。本研修事業は、地域において、市町村等が行う個別健康教育における指導的役割を果たす者を養成するものであり、そのために必要な知識と技術を習得することを目標とする。

(事業内容)

1. 個別健康教育指導者養成研修（初級コース）

- ① 高血圧、高脂血症、糖尿病、喫煙の4領域について実施する。
- ② 研修終了後、高血圧、高脂血症、糖尿病については、6ヶ月間の実務研修（2回程度のレポート提出と添削指導）を喫煙者については、3ヶ月間の実務研修（2回程度のレポート提出と添削指導）を行う。
- ③ 個別健康教育に従事している者（予定を含む）。

2. 個別健康教育指導者養成研修（上級コース）

- ① 高血圧、高脂血症、糖尿病の3領域を合同で、喫煙者については単独で実施する。
- ② 過去に個別健康教育指導者研修（初級コース）を修了した者等で、個別健康教育について、地域の指導的役割を果たす者（予定を含む）。

(今後の予定)

今年度から国立保健医療科学院にて研修を実施する予定。

平成14年度個別健康教育指導者養成研修の概要 (高血圧、高脂血症、糖尿病、喫煙者)

1. 目的

個別健康教育における指導的役割を果たす者を養成するために必要な知識と技術の習得を目的とした研修として、個別健康教育指導者養成研修を実施する。

2. 実施場所

国立保健医療科学院

3. 開催日

<初級コース>

① 高血圧

日 時 平成14年7月29日(月)午後1時
～31日(水)午後3時 [3日間]

② 高脂血症

日 時 平成14年7月 3日(月)午後1時
～5日(水)午後3時 [3日間]

③ 糖尿病

日 時 平成14年7月24日(月)午後1時
～26日(水)午後3時 [3日間]

④ 喫煙者

日 時 平成14年7月 8日(月)午後1時
～9日(火)午後4時 [2日間]

※ 上記研修を終了後、次の研修を実施する。

- 高血圧、高脂血症、糖尿病については、6ヶ月の実務研修(2回程度のレポート提出と添削指導)
- 喫煙者については、3ヶ月の実務研修(2回程度のレポート提出と添削指導)
- なお、実施につきましては、一部変更することもありますので、念の

ため申し添えます。

<上級コース>

① 高血圧、高脂血症、糖尿病

日 時 平成14年8月 1日(木) 午前10時半
~ 2日(金) 午後5時 [2日間]

② 喫煙者

日 時 平成14年8月 5日(月) 午後1時
~ 6日(火) 午後4時 [2日間]

○ 健康保険組合

平成14年度 健康保険組合連合会主催

「個別健康教育指導者研修」

1. 開催日等
個別健康教育指導者養成研修

開催地	領域	開催日	定員
神奈川県三浦郡葉山町	高脂血症	9月4日(水)～6日(金)	40人
広島市	高血圧	11月7日(水)～8日(金)	30人
東京都	糖尿病	12月5日(水)～6日(金)	40人

禁煙サポート集団教育指導者研修

開催地	開催日	定員
神奈川県三浦郡葉山町	7月 1日(月)～ 2日(火)	40人
東京都	2月17日(月)～18日(火)	40人
大阪市	2月27日(木)～28日(金)	40人

2. 対象者

健康保険組合連合会都道府県連合会、健康保険組合並びに母体企業の保健師、看護師、栄養士等

3. 健保連主催の個別健康教育指導者養成研修(受講者の内訳)

年度	所属	糖尿病	高脂血症	高血圧	禁煙 (個人)	禁煙 (集団)	フォロー アップ	合計
平成 12年度	健保組合	37	38	17	13	—	—	105
	母体事業所	26	32	19	1	—	—	78
	その他	35	27	44	2	—	—	108
	合計	98	97	80	16	—	—	291
平成 13年度	健保組合	22	5	7	—	29	14	77
	母体事業所	12	9	6	—	18	4	49
	その他	17	19	19	—	11	15	81
	合計	51	33	32	—	58	33	207
		149	130	112	16	58	33	498

2 地域と職域の連携強化

平成14年5月30日

「生活習慣病予防のための地域職域連携保健活動検討会報告書」 について

厚生労働省では、平成13年度に「生活習慣病予防のための地域職域連携保健活動検討会」を開催し、地域保健・職域保健の連携による保健活動の基本的考え方や連携保健活動の具体的推進方策等についての検討を行い、報告書を取りまとめたところである。報告書の概要は以下の通り。

はじめに

生活習慣病を予防するためには個人の主体的な健康づくりへの取り組みが重要であり、そのためには、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた継続的な支援の仕組みを確立していく必要があるが、その中でも、地域職域連携保健活動の連携の重要性という観点から、効果的・効率的な地域職域連携保健活動について、健診情報の総合的な管理や健康教育等の保健事業の連携方策について検討を行った。

第1章 連携の基本的考え方

(1) 連携のとらえ方

本検討会においては、連携のとらえ方について、地域保健、職域保健のそれぞれが有している「保健事業」というリソースを共有化する（利用しあう）ということを中心にしているが、その前段階として、地域保健・職域保健の従事者個々人の連携の重要性とともに組織間の連携の重要性にも焦点をあてて議論を行った。

また、連携の類型例の代表的なものとして、職住近接型（企業城下町型、地域密着型）、職住分散型（企業中心型、地域中心型）をあげた。

(2) 連携のメリット

国民（個人）にとっては、健診情報の経年的変化を知ることができ、それを個人の健康管理に活用することが出来る。また、保健事業提供者にとっては、地域と職域の両者が健康課題を共有化できるようになり、保健事業の効果的・効率的な提供体制をつくることが出来る。事業主、保険者にとっては、保健指導を受ける機会の増大、情報収集量の増大等により労働者の健康の保持・増進につながる。

第2章 地域職域連携保健活動の推進

(1) 連携保健活動の実態

地域保健からみた職域保健との連携の実態としては、平成11年度の調査によれば、回答が得られた保健所及び市町村の2-3割が職域保健と何らかの連携を

行っており、また、都道府県型の保健所においては、地域保健計画に連携の視点が盛り込まれている割合が高いという結果が報告された。

職域保健の実態としては、平成 11 年度の健康保険組合連合会の調査等によれば、健康づくりのイベントや健康教室の開催などの連携活動が行われているのは、回答があった組合の事業のうち 4 % であるといった調査結果が報告された。

(2) 地域職域連携保健活動の現状・問題点・対応策

地域保健と職域保健では、お互いに仕組みや制度を知らないために、ケース連絡でもトラブルを生じている例などがあり、お互いの制度の違いを明確にした上で連携する必要がある、そのために共同研修の実施や情報交換の場を設ける必要がある。

また、継続的な保健活動の連携を考える時、健診情報の連続性が前提にあると連携はスムーズにいくが、健診情報の標準化（各保健事業実施機関において異なった様式で保存されている健診情報を共通の伝送様式に変換する）等に問題があり、連続活用ができないという状況がある。これを解決する方策として、「地域職域健康管理総合化モデル事業」等を進めている。

(3) 事業所規模あるいは業種特性の違いによる問題点・対応策

労働者数が 50 人未満の小規模事業所の労働者は全体の約 6 割を占めているが、これらの労働者の健康管理、特に健診後の保健指導は大企業と比べ十分に行われていない状況にある。これらの小規模事業所の労働者の健康水準の充実を図るために、地域保健が実施する健康教育等の保健事業の活用を進めていく必要がある。

(4) 地域職域連携推進協議会について

地域保健及び職域保健のそれぞれが単独で保健活動を行うことでは十分に機能しない点などを相互に補完・調整すること等を目的として、関係各機関からなる地域職域連携推進協議会を設置し、組織間の連携を進めていくことが重要である。

第 3 章 地域職域連携保健活動における健診情報管理総合化の推進

(1) 地域職域連携保健活動における健診情報管理総合化の意義

健診情報管理総合化とは、地域と職域における健診情報を総合的に管理することをいうが、その意義は、個人の健診情報を職域から地域へ円滑に移管していくことにより、個人による継続的な健診管理を支援し、併せて保健指導実施者による退職者に対する個別指導の実施を支援することにある。また、集団的な健診情報の活用という観点からは、経年的に健診情報を蓄積していくことにより地域における健康課題・健康水準等を明確化にし、より効率的に保健事業を展開していくといった意義がある。

(2) 地域職域健康管理総合化モデル事業

地域における健診情報管理総合化の全国的な普及を目標として、平成 13 年度

より「地域職域健康管理総合化モデル事業」を3県（秋田県・茨城県・高知県）において実施している。本モデル事業は、都道府県を中心として、地域保健・職域保健の関係各機関からなる「地域職域連携協議会」を設置し地域職域連携保健活動の実施方法及び評価に関する検討等を行うものである。

報告書本体においては、健診情報管理総合化を進めるにあたって「健診項目の整理」や「健診結果情報を標準化する際に適用可能な規格の検討」、さらには、「健診情報の守秘義務に関する考え方」等についても記述している。

第4章 全国的な普及のための推進方策及び今後の課題

（1）地域職域連携の推進方策

地域職域連携保健活動を進めていく上で、今後は、1）地域保健においては労働者も地域住民であること、2）職域保健においては労働者の健康を支える家族も視野に入れるなど地域保健・職域保健それぞれの関係者が認識を変えていくとともに、地域において、地域保健・職域保健のそれぞれの従事者同士のパイプ・連携を太くしていく必要がある。また、地域職域連携保健活動の具体的な推進のために今後は、以下の3点について充実させていくべきである。

- ① 地域職域連携推進協議会の設置（既述）
- ② 保健計画を地域保健・職域保健の双方の参画により策定する。
- ③ 健康教育等の保健事業を相互に利用又は共同で実施する。

（糖尿病教室などの地域保健が開催する健康教室に近隣の事業所労働者の参加を呼びかける、地域と職域が共同で健康祭りなどのイベントを開催するあるいは事例検討を行う、生活習慣病予防に係る保健指導マニュアルを双方のノウハウを含めて共同で作成する、双方が有する施設や設備を共同で利用する等）

（2）今後の課題

国の役割としては、地域職域連携保健活動が生活習慣病の予防にどれだけ寄与していくか等、その必要性・重要性を明確にし、それを国民をはじめ関係機関に対して提示していく必要があるが、主な事項として以下のように何点かが協議された。

- ・ 地域産業保健センターにおいて保健指導等を担当する職員の積極的な活用
- ・ 連携保健活動のキーパーソンに対する徹底した指導教育
- ・ 個人の健診情報の保護に関しての幅広い理解と啓発の徹底

都道府県本庁は、職域保健との連携を重点課題として取り上げ、労働局との連携の徹底やその所管する保健所に対して、それぞれの地域の実情に則した方法で連携を進めていくよう適切な指導を行っていくべきであるとともに、地域職域連携保健活動の推進を担っていくべき保健師等の専門職員に対して職域保健に関する現任教育を行っていく必要がある。

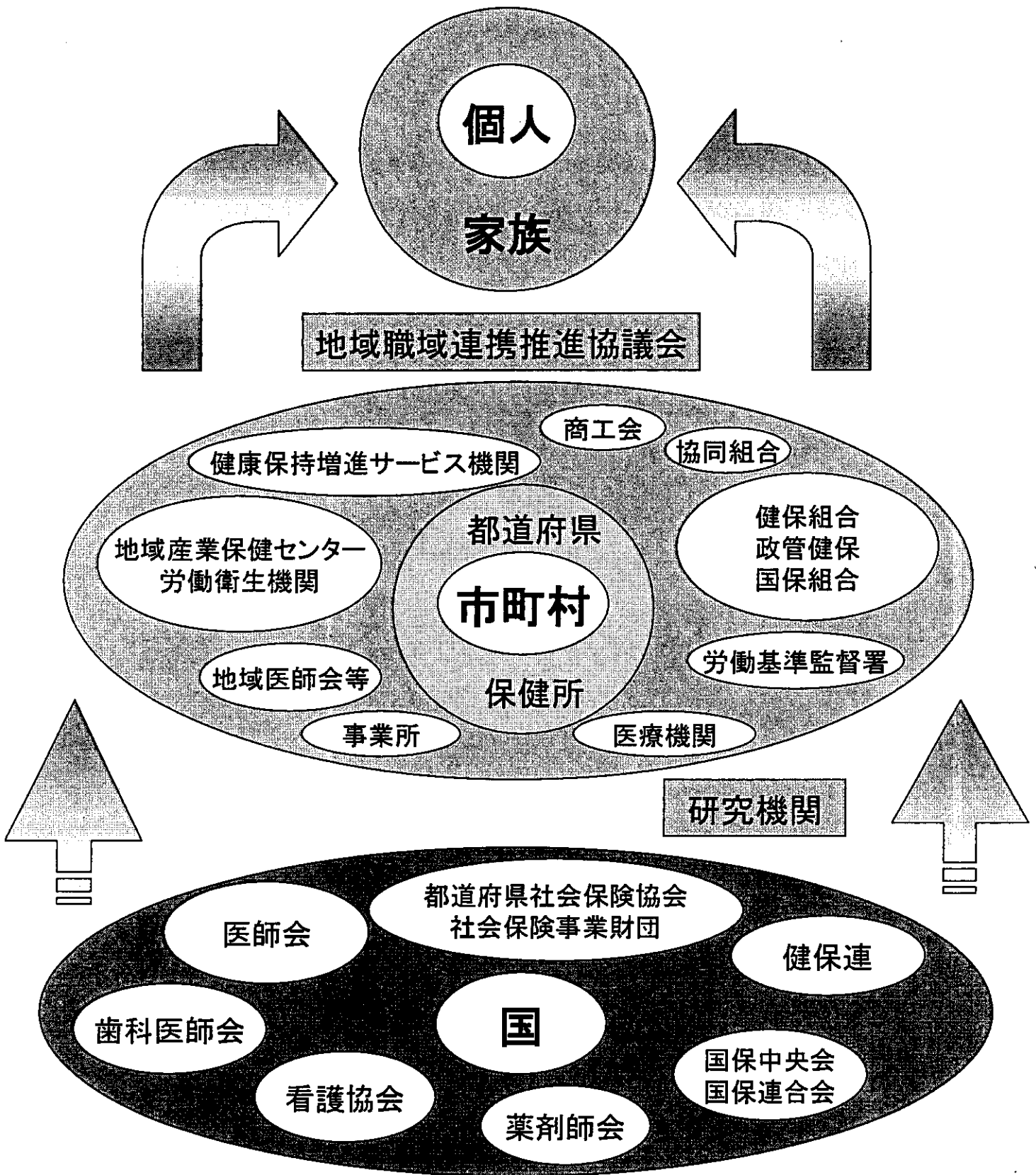
市町村は、住民にもっとも身近な機関として、住民も参画した健康な地域づくりの推進という観点から、職域保健をも包含した健康づくり活動を展開していく必要がある。

医療保険者においても、一次予防の大切さや地域との連携の必要性が、保健事業に携わる人のみならず、事業主及び被保険者にも十分に理解されることが必要である。

おわりに

本報告書の主旨等を踏まえ、生活習慣病予防のため関係機関・関係者によるより一層の取り組みの推進が期待される。

地域職域連携推進協議会



5 地域レベルにおける地域職域連携図

